

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 6 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1   | 1号機 | 残留熱除去系ポンプ(A)入口弁(電動)用制御ケーブル中継端子箱扉のノブに不良(裏側の金具が外れ)が認められたため、当該扉ノブを補修。       | D    |    |
| 2   | 1号機 | 所内用圧縮空気系止め弁において、シートリークが確認され、弁を閉めて増締めをしたところ、弁棒ハンドル部より折損したため、当該弁棒を交換。      | D    |    |
| 3   | 1号機 | 循環水系の水張り時、復水器(A、B)第1、2水室(A、C、D)出入口圧力計元弁(4台)継ぎ手部より水の滲みが認められたため、当該継ぎ手部を補修。 | D    |    |
| 4   | 1号機 | 燃料プール補給水系原子炉ウェル側注入弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・補修。                        | D    |    |
| 5   | 1号機 | 高圧復水ポンプ(C)試運転時、原子炉給水再循環弁が全閉にもかかわらず、表示灯の赤・緑両点灯が認められたため、当該弁リミットスイッチを調整。    | D    |    |
| 6   | 1号機 | 非常用ディーゼル発電設備(A系)換気空調系給気加熱器の温度調整弁前ドレン弁点検において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・補修。    | D    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                                | 主な具体例  |
|------|--------------------------------------|--|
| 区分   | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>   |
| 区分   | 運転保守管理上、重要な事象                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul> |
| 区分   | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>  |
| その他  | 上記以外の不適合事象                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353